

特記仕様書

概要

1. 発注者は、電気事業法第42条第1項に定められた電気工作物の維持義務に基づいて、監督官庁に提出した保安規程を遵守のうえ、次の事業用電気工作物にかかる工事の保安及び維持・運用に関する保安確保のために、下記業務内容を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

委託箇所

1. 秋田市飯島字堀川118番地 秋田マリーナ構内
最大電力 233kW 設備容量 375kVA 受電電圧 6,600V

業務内容

1. 電気工作物の設置または変更工事において、保安規定及び点検指針の定めるところにより、工事期間中の巡視及び点検を行うとともに、必要に応じて、そのとるべき措置を指示又は助言すること。
2. 電気工作物の工事中は、週1回以上の立ち会いを実施すること。
3. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書類等の作成及び手続きについての助言を行うこと。
4. 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議又は助言を行うとともに、当該電気工作物の巡視、点検、試験等を定期的実施し、経済産業省令で定める技術基準その他の法令に適合しない事項があるとき、又は保安上支障があると認めるときは、必要な指示又は助言をすること。
5. 電気工作物の事故発生の場合は土日祝日に関わらず、あらゆる時間帯においても応急の処置を行うとともに、事故原因を調査し、再発防止についてとるべき処置を助言するほか、必要に応じて精密検査を実施すること。
6. 法令に定める官庁検査に立ち会うこと。

業務の方法

1. 経済産業省令に定める技術基準の規定に基づき、次のとおり巡視点検、測定及び試験を実施するものとする。
 - ①年次点検
 - ・秋田マリーナ構内設備 1回／1年
 - ②月次点検
 - ・秋田マリーナ構内設備 1回／1ヶ月
 - ③臨時点検（施設、設備に異常があった場合等。） 必要の都度
2. 工事監督は毎週1回以上行うものとする。
3. 受注者が実施し報告した保安業務の結果の記録等は、発注者受注者双方において3年間保存するものとする。